

1. 改正の概要

・ 交際費等の損金不算入制度が、次の見直しを行ったうえで、平成28年3月31日までの間に開始する事業年度まで延長されます。

- ① すべての法人において、交際費等となる飲食費の50%を損金に算入できます(※)。(拡充)
- ② 中小法人の特例(年800万円まで損金算入)について、①と選択適用にしたうえで、2年間延長されます。

※ 1人あたりの支出額が5,000円以下の飲食費で一定のものは、交際費等とならないため、全額損金に算入できます。

【趣旨】

消費の拡大により、経済の活性化を図るため、一定の見直しを行った上で本制度が延長される。

		改正前	改正案
損金不算入制度の適用期限		平成26年3月31日までに開始する事業年度	平成28年3月31日までに開始する事業年度
損金算入額	中小法人以外	全額損金不算入	飲食費(※3)の50%を損金算入
	中小法人(※1)	定額控除限度額(年800万円)まで損金算入(※2)	① 定額控除限度額(年800万円)まで損金算入(※2) ② 飲食費(※3)の50%を損金算入 ⇒ 上記①と②は選択

(※1) 中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の法人(資本金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く)等をいいます。

(※2) 定額控除限度額(年800万円)を超える金額については、全額損金不算入となります。

(※3) 飲食費には、専らその法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用(いわゆる社内接待費)は含まれません。

2. 実務上の留意点

- 中小法人は、飲食費の特例(50%損金算入)と定額控除限度額(年800万円まで損金算入)のいずれか有利な方を選択できる。

損金算入額のイメージ図

